

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

本市では、多種多様な環境問題への対応として、平成 8 年 3 月に豊橋市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を制定し、平成 12 年には環境基本条例の基本理念に基づき、平成 22 年度を目標年度とした豊橋市環境基本計画を策定しました（平成 18 年 3 月改訂）。

それ以降、平成 19 年に IPCC*（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次評価報告書の発表や、平成 20 年からの京都議定書*の第一約束期間の開始などにより地球温暖化問題への対応が迫られているほか、平成 22 年には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP*10）が名古屋で開催され、生物多様性への関心が高まるなど、環境問題はますます複雑かつ多様化しており、これら情勢の変化に対応する必要がでてきました。

また、国が平成 18 年度に第 3 次環境基本計画を策定し、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を大きな目標として掲げたほか、愛知県も平成 19 年度に第 3 次環境基本計画を策定し、「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の 5 つの柱を打ち出しており、これらの計画と整合を図る必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえた上で、市民・事業者や市の諮問機関である環境審議会などの意見を幅広く取り入れ、今後 10 年間の本市における環境行政の要となる計画として策定するものです。

平成 11 年度以降の環境関連の主な取り組み(世界、国・県、本市)

年 度	世 界	国・県	本 市
平成 11 年度 (1999 年度)			・豊橋市環境基本計画策定
平成 12 年度 (2000 年度)		・循環型社会形成推進基本法制定 ・第 2 次環境基本計画(国)策定 ・環境省設置	・第 4 次豊橋市総合計画策定 ・とよはし地域新エネルギービジョン策定 ・豊橋市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 13 年度 (2001 年度)			・ISO14001*認証取得 ・豊橋市産業廃棄物処理基本計画策定
平成 14 年度 (2002 年度)	・持続可能な開発に関する ヨハネスブルグ宣言採択	・第 2 次愛知県環境基本計画策定	

1 計画の基本的な考え方

平成 15 年度 (2003 年度)			
平成 16 年度 (2004 年度)	・京都議定書発効		
平成 17 年度 (2005 年度)		・京都議定書目標達成計画策定 ・チーム・マイナス 6% 運動	・第 4 次豊橋市総合計画改訂 ・豊橋市環境基本計画改訂 ・豊橋市一般廃棄物処理基本計画改訂
平成 18 年度 (2006 年度)		・第 3 次環境基本計画(国)策定	
平成 19 年度 (2007 年度)	・IPCC 第 4 次評価報告書発表	・第 3 次愛知県環境基本計画策定	
平成 20 年度 (2008 年度)	・京都議定書第一約束期間開始	・生物多様性基本法制定	
平成 21 年度 (2009 年度)	・国連気候変動サミット開催 ・気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)開催(コペンハーゲン)	・チャレンジ 25 キャンペーン	・豊橋市地球温暖化対策地域推進計画策定
平成 22 年度 (2010 年度)	・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)開催(名古屋)「名古屋議定書」「愛知ターゲット」採択		

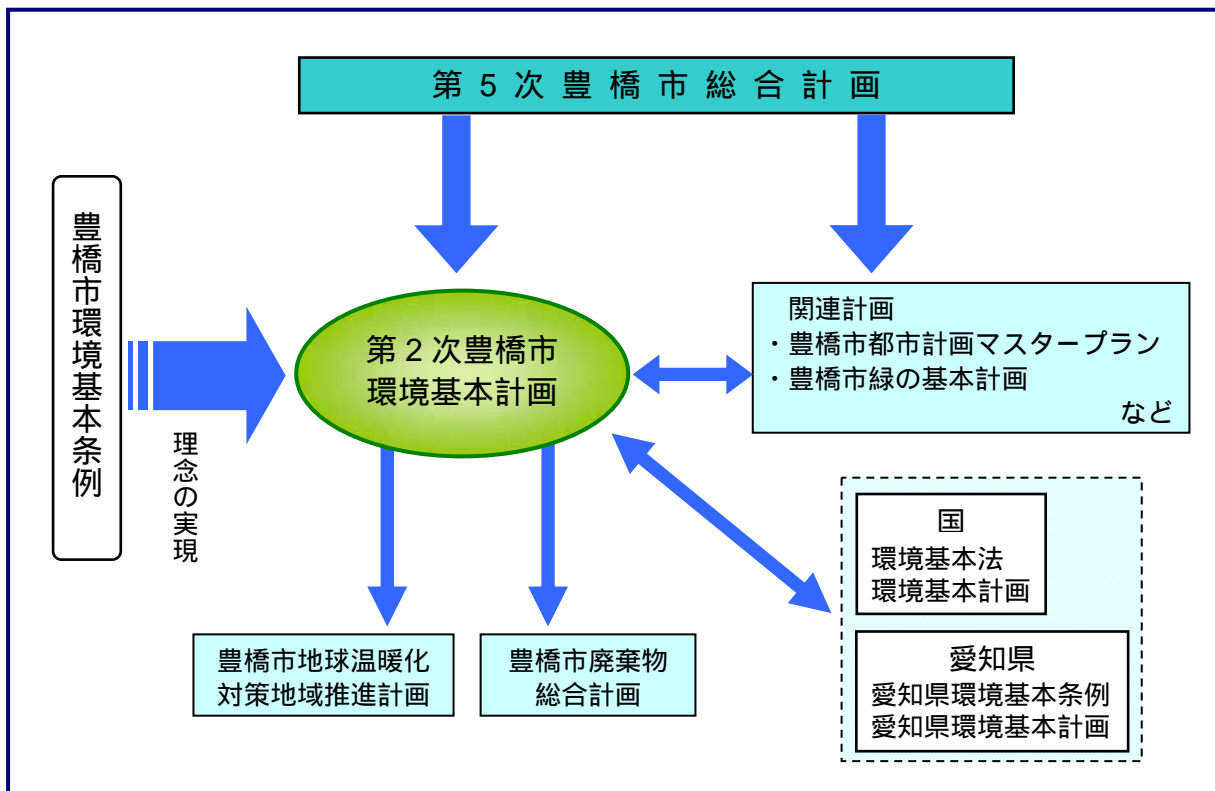
1.2 計画策定の目的

本計画は、環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するために策定するものです。

1.3 計画の位置づけと役割

本計画は、環境基本条例の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第5次豊橋市総合計画」との整合を図るとともに、関連計画の環境関係施策とも整合・連携させることにより、本市の環境保全に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

また、各種事業の推進により、市民ならびに事業者にも環境配慮行動を促すとともに、国、県及び近隣市町村とも連携を図ることで、市域の環境はもとより広域環境、さらには地球環境の保全にも貢献するものとしします。



1.4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。また、今後の社会情勢や国の施策等の変化に応じて、5年後を目処に施策などの見直しを行うこととします。

1.5 計画の対象範囲

本計画は、地理的な範囲を豊橋市の行政区域全体とし、計画の目標を達成するうえで必要となる施策に関連する全ての分野を対象とします。また、主体は「市民」「事業者」「市（行政）」とします。